

ＣＨＯ構想推進事業所登録事業実施要綱

県が推進するＣＨＯ構想^{※¹}に取り組む企業・団体・事業所を拡大する「ＣＨＯ構想推進事業所登録事業（以下「本事業」という。）」を実施するため、本要綱を制定する。

なお、本事業は、県が登録した企業、団体、事業所について、一定の評価を与えるものではない。

（目的）

第１条 企業、団体、事業所に、ＣＨＯ^{※²}を設置して、従業員とその家族の健康づくりを推進する「ＣＨＯ構想」の普及を図る。

（申請）

第２条 登録を希望する者は、ＣＨＯ構想推進事業所登録申請書（様式１）により知事に申請するものとする。

（登録要件）

第３条 申請を行うことができる者は、次の要件を満たす企業等とする。

- (1) 県内に所在する企業、団体、事業所^{※³}のいずれかであること。ただし、同一企業、団体が複数の事業所を持つ場合、各事業所単位での登録ができる。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 事業税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (4) 過去 2 年以内に厚生労働省の「労働基準関係法令違反に係る公表事案」に記載された者でないこと。
- (5) 過去 2 年以内に労働基準監督署による是正勧告、指導を受けていないこと。

2 前項に定める要件を確認するため、県は必要に応じ、申請書類の内容等について関係機関に照会を行うこととする。

（登録企業・団体・事業所の取組）

第４条 登録企業、団体、事業所（以下「登録事業所」という。）は、次に掲げる事項を積極的に取り組むものとする。

- (1) ＣＨＯを定めて、従業員とその家族の「健康づくり」に取り組むこと。
- (2) 「未病指標」の活用を促進すること。
- (3) 年一回、ＣＨＯ構想推進事業所実施状況等報告書（様式２）により、健康づくりの取組状況や自己評価等に係る報告を県に提出すること。

（審査）

第5条 登録審査については、神奈川県政策局いのち・未来戦略本部室において行う。
なお、審査内容については公表しない。

（周知）

第6条 知事は、登録事業所について、県の定める方法（ホームページ掲載等）により、県民に対し周知を図るものとする。ただし、登録事業所が掲載を希望しない場合には、事業所名等を公表しないこととする。

（配付物）

第7条 知事は、一件の登録事業所に対し、登録証一枚を配付するとともに希望に応じてステッカーを任意で配付する。

- 2 名刺等に刷り込めるイメージロゴを、電子データにより提供する。
- 3 配付物は、貸与、譲渡、販売、又は再配付することはできない。ただし、やむを得ない事情があると県が認めた場合に限り再配布を可能とする。

（登録の抹消及び変更）

第8条 登録事業所は、登録を抹消する場合又は登録内容に変更があった場合、CHO構想推進事業所登録抹消・変更届（様式3）により、速やかに知事に届出をするものとする。

- 2 登録事業所が第3条の要件を満たさなくなった場合又は第4条に掲げる取組を行っていないと知事が認める場合、知事は当該登録事業所の登録を随時抹消することができる。
- 3 登録が抹消された場合、登録事業者は前条に規定する配付物を速やかに県に返却しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途知事が定める。

※¹企業や団体が、事業所に健康管理最高責任者（CHO：Chief Health Officer）を設置し、従業員やその家族の健康づくりを行う取組。

※²企業・団体もしくは事業所に設置する「健康管理最高責任者」。その者を中心に従業員やその家族の健康づくりを進めていく。

※³労働安全衛生法に定める事業場。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。